

# 青森県報

第三千四百四十五号

平成二十三年  
九月三十日  
(金曜日)

## 目次

### 告示

災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給費及び損失補償費補助金交付規程の一部を改正する規程	(団体経営)	一
家畜商講習会の開催	(畜産課)	一
道路の区域の変更	(道路課)	二
道路の供用の開始	(同)	三
豪雪地帯対策特別措置法による市道に関する工事の施行	(同)	三
過疎地域自立促進特別措置法による町道に関する工事の施行	(同)	四
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(県民生活)	四
大規模小売店舗の変更の届出	(文化課)	四
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(経営支援課)	四
右 同	(同)	五
建設業者の許可の取消し	(中南地域)	五
	(県民局)	六

## 告

## 示

青森県告示第七百七十六号

災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給費及び損失補償費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給費及び損失補償費補助金交付規程の一部を改正する規程

災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給費及び損失補償費補助金交付規程(昭和三十三年十月青森県告示第七百二十六号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表を次のように改める。

災 害 名	資金区分	未償還付利率	補 助 率
平成23年東北地方太平洋沖地震	経営資金	無利子	特別被害農業者で特別被害地域内に住所を有するものに限り行けられる場合にあつては年2.35125%、その他の場合にあつては年2.1375%

別表の2の表中 「平成3年9月12日から28日までの暴風風及び豪雨の天災」を「平成5年5月下旬から9月上旬までの天災」と改める。

「平成16年8月17日から9月8日までの天災」を「平成16年8月17日から9月8日までの天災」と改める。

平成23年東北地方太平洋沖地震

### 附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第七百七十七号

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第三条第二項第一号の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令(昭和二十八年政令第二百五十二号)第一条の二第一項の規定により公示する。

平成二十三年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 開催日時  
平成二十三年十一月一日午前九時から同月二日午後五時まで
- 二 開催場所  
青森県庁北棟二階A会議室 青森市新町二丁目三の一
- 三 講習科目及び時間数  
講習科目及び時間数は、次のとおりとする。ただし、獣医師の免許を受けている者にあつては2及び3について、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては2について受講することを要しない。
- 1 家畜の取引に関する法令 四時間
- 2 家畜の品種及び特徴 四時間
- 3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間
- 四 受講希望者は、受講願書に次に掲げる書類を添えて、平成二十三年十月十三日までに青森県農林水産部畜産課に提出すること。
- 1 三千四百円（獣医師の免許を受けている者にあつては千八百円、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては二千七百六十円）分の青森県収入証紙
- 2 写真（願書提出前六か月以内に撮影したもので、大きさは、縦四センチメートル、横三センチメートルとする。）
- 3 住民票の写し（願書提出前三か月以内に交付を受けたもの）

- 4 獣医師又は家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては、当該免許に係る免許証の写し
  - 五 その他
    - 1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、各地域県民局地域農林水産部及び市町村役場に備え付けてあるので請求すること。
    - 2 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
    - 3 受講者は、最寄りの公共交通機関を利用すること。
    - 4 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は各地域県民局地域農林水産部に問い合わせること。
- ~~~~~
- 青森県告示第七百七十八号
- 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
- なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年十月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。
- 平成二十三年九月三十日
- 青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間			変更の 前後別	敷地 の幅員	敷地 の延長	備考
1	国 道	三三三八号	むつ市大字城ヶ沢字山谷一の三から むつ市大字城ヶ沢字一里越一八の一まで	前	一〇・〇〇メートルから 一一・〇〇メートルまで	一〇二・〇〇メートル			
2	県 道	関ヶ平五代 線	弘前市大字坂市字亀田無番から 弘前市大字坂市字亀田八八の一まで	後	一〇・五〇メートルから 一一・五〇メートルまで	五六三・二〇メートル			
				後	一〇・五〇メートルから 一一・五〇メートルまで	五八七・六五メートル			
				前	一〇・五〇メートルから 一一・五〇メートルまで	五八七・六五メートル			
				後	一〇・五〇メートルから 一一・五〇メートルまで	五八七・六五メートル			
				後	一〇・五〇メートルから 一一・五〇メートルまで	五八七・六五メートル			

5	4	3
県道	県道	県道
弘前岳鱒ヶ沢線	岩崎西目屋弘前線	橋向五戸線
弘前市大字鷹匠町六四の一から弘前市大字鷹匠町六四の一まで	弘前市大字馬屋町四四から弘前市大字鷹匠町一七の一まで	三戸郡五戸町大字切谷内字切谷内前谷地四の一から三戸郡五戸町大字切谷内字館ノ谷地八二の一まで
後	後	後
七・五〇メートルから六・三〇メートルまで	一・六〇メートルから一・九〇メートルまで	二・一〇メートルから二・四〇メートルまで
三四・六〇メートル	一七五・〇〇メートル	九一・六〇メートル

青森県告示第七百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年十月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道三三八号	むつ市大字城ヶ沢字山谷一の三からむつ市大字城ヶ沢字一里越一八の一まで	平成三〇・九・三〇
県道関ヶ平五代線	弘前市大字坂市字亀田無番から弘前市大字坂市字亀田八八の一まで	"
県道橋向五戸線	三戸郡五戸町大字切谷内字切谷内前谷地四の一から三戸郡五戸町大字切谷内字館ノ谷地八二の一まで	"

県道岩崎西目屋弘前線	中津軽郡西目屋村大字川原平字川原沢一の三から三戸郡五戸町大字切谷内字館ノ谷地八二の一まで	"
県道弘前岳鱒ヶ沢線	弘前市大字馬屋町四四から弘前市大字鷹匠町一七の一まで	"

青森県告示第七百八十号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十一年法律第七十三号）第十四条第一項の規定により、次のとおり市道に関する工事を行うので、豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）第一条第一項前段の規定により告示する。

平成二十三年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の開始の日
小和森尾崎線	平川市尾崎木戸口一八六の四〇から平川市尾崎木戸口二の三まで	改築（道路改良）	平成 三・九・三〇

青森県告示第七百八十一号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により次のとおり町道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項前段の規定により告示する。

平成二十三年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の開始の日
中村長平線	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎一〇の九六から西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎一二〇の二まで	改築（道路改良）	平成 三・九・三〇

### 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十三年九月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東チモールに車椅子を送る会

三 代表者の氏名

高田 久美子

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字緑ヶ丘二丁目四の一市営住宅K 一〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、東チモール民主共和国に住み車椅子を必要とする市民に対して車椅子を日本から無料提供する事業を行い、日本と東チモール民主共和国の文化交流と幅広い相互理解に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前アルカディアショッピングセンター

弘前市大字扇町三丁目一の一、一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ダイワロイヤル株式会社

東京都千代田区飯田橋三丁目一三の一

代表取締役 原田健

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗	大規模小売店舗に 株式会社伊徳 開店時刻午前九時	株式会社伊徳 開店時刻午前九時	平成 三・九・一

設の施 営法運 に関する 事項す	刻店開 店時刻 及開	閉店時刻午後十一時 株式会社ツルハ 開店時刻午前八時 閉店時刻午後九時
	閉店時刻午後十一時 株式会社ツルハ 開店時刻午前八時 閉店時刻午後十二時	閉店時刻午後十一時 株式会社ツルハ 開店時刻午前七時 閉店時刻午後十二時
来客が駐 車場を利 用するこ とができ る時間帯	午前八時三十分から 午後十一時三十分まで	午前六時四十五分から 翌午前零時十五分まで

四 届出年月日

平成二十三年八月二十九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成二十三年九月三十日から平成二十四年一月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年一月三十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリハード&グリーン藤崎常盤店・さとちよう常盤店

南津軽郡藤崎町大字榊字亀田一〇の二二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水四五〇一の一

代表取締役社長 捧雄一郎

2 株式会社佐藤長

弘前市大字松森町九三

代表取締役社長 佐藤浩三

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び藤崎町役場

2 期間

平成二十三年九月三十日から同年十月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、藤崎町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルホンカウボーイ三沢店

三沢市桜町三丁目七の二三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

本間物産株式会社

山形県飽海郡遊佐町比子字白木二三の三六一

代表取締役 東海林 稔

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び三沢市役所

2 期間

平成二十三年九月三十日から同年十月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社田村工務店

二 代表者の氏名 田村 弘夫

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字石渡三丁目一三の二三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第一六五二号

五 取消年月日 平成二十三年八月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年八月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町三丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭